

## 第3回 淀川流域治水協議会 大阪府域分会

会議方法	書面会議
資料配付	令和3年 2月 3日 (水)
意見集約	令和3年 2月10日 (水)
参加者	別添名簿のとおり

### 議 事 概 要

- ① 新たに参加する関係機関について、大阪府域分会の構成員として了承された。
- ② 流域の特徴を踏まえた流域対策及び淀川水系流域治水プロジェクト（大阪府域）について、会議資料の素案を一部修正の上、共有した。
- ③ 会議資料に対する参加機関からの主な意見は以下のとおり。

○大阪府は現在河川室だけが構成員となっており、下水部局やまちづくり部局、農林部局など関係室課には取組みの情報提供や会議への参加を求めているが、規約上の位置づけは無い状態。令和3年度には規約の改正があるのか。（大阪府）

⇒ 新たな参加機関の追加も含めて、来年度規約改正を予定している。

○資料1、2記載の「流域の特徴」において、流域の抱える課題と、位置づける対策プロジェクトの関連性が導ききれしていない。

府域の上流部は外水域であるため、砂防事業や河道掘削、河道への流出を抑えるためのダム整備が必要、下流部は内水域であるため、河道へと集水するための下水道施設、河道への流出を抑えるための貯留施設、そして下水管へ流れ込むまでの流域での貯留浸透施設の整備、さらに最下流部は、大阪湾にむけて広がっているゼロメートル地帯であることから、高潮や南海トラフ巨大地震に備えた施設の強靱化が必要ということ、大阪府流域の特徴として記述すべきと考える。（大阪市）

⇒ 意見を踏まえて一部修文した。